

## <徴収猶予制度>

下記の理由で、町税を一時的に納付できないときは、納税者からの申請により徴収の猶予が認められる場合があります。

徴収猶予申請の際は、必ず担当課へご相談ください。

### (1) 徴収猶予が受けられる場合

- ①納税者がその財産につき震災、風災害、火災、その他の災害を受け、または盗難にあったとき
- ②納税者本人または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- ③納税者がその事業を廃止・休止したとき
- ④納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- ⑤上記に類似する事実があったとき

### (2) 猶予の期間

原則として1年以内。

猶予されている期間は、税金を分割して納付することができます。

### (3) 提出書類

- ①徴収猶予申請書
- ②災害などの事実を証する書類
- ③財産収支状況書
- ④担保提供書（担保提供が必要な場合）
- ⑤その他町長が必要と認める書類